

重大事態発生時の対応の流れ

想定される重大事態

- 児童生徒がいじめを受けたことにより、
- 児童生徒が自殺を企図した場合
 - 金品に重大な被害を被った場合
 - いじめにより児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき（※「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえて年間30日を目安とするが、日数だけでなく、個々の状況等を十分把握した上で判断する。）
などの状況となったこと
 - 身体に重大な傷害を負った場合
 - 精神性の疾患を発症した場合

